

(地39)(健Ⅱ32)  
令和2年4月13日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた  
人工呼吸器等の十分な確保について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)に対して、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器等の十分な確保について(依頼)」の発出がありました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が国内外で流行が拡大しており、人工呼吸器等をはじめとした医療機器の調達が困難となる可能性があることを踏まえ、人工呼吸器等の廃棄計画がある場合は、感染の終息が見られるまでの間は適切に保管することについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関に対する周知につき、ご高配の程お願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年4月10日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器等  
の十分な確保について（依頼）

今般の新型コロナウイルス感染症については、世界的に流行が拡大しており、日本も例外とはいえない状況となっています。都道府県等においては、このような状況を踏まえ、今後の感染者の大幅な増加を見据え、医療提供体制の確保を進めていただいているところです。

このような中、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、生体情報モニタ、シリンジポンプ、輸液ポンプ、血液浄化装置等、新型コロナウイルス感染症患者の診療に当たって必要となることが予想される医療機器（以下「人工呼吸器等」という。）について、今後、世界的に需要が急速に増加することが見込まれ、調達が困難となる可能性があります。

については、各医療機関において、これまで使用していた人工呼吸器等を廃棄する計画がある場合、今般の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染の終息が見られるまでの間、人工呼吸器等の廃棄は行わないこととし、適切に保管いただきますよう、管内医療機関に周知をお願いいたします。